

東京地域公害防止計画

平成 10 年 2 月

東 京 都

この報告書の表紙は、エコマーク認定の古紙利用率40%の印刷用紙を使用しています（古紙は、新聞古紙等の市中回収古紙を100%原料として使用）。

また、本文は、エコマーク認定の古紙利用率70%の印刷用紙を使用しています（古紙は、新聞古紙等の市中回収古紙を100%原料として使用）。

目 次

第1章 序説	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 地域の範囲	2
第3節 計画の目標	2
第4節 計画の期間	2
第5節 計画の主要課題	2
第2章 地域の概況	8
第1節 自然環境	8
1 地形	8
2 気象	8
3 水象	8
4 動植物等	8
第2節 人口	9
第3節 産業	9
1 概要	9
2 工業	10
3 農林水産業	10
4 商業	11
5 サービス・観光業	11
第4節 都市環境	11
1 土地利用	11
2 都市計画	11
3 都市施設等	15
4 交通運輸	16
第3章 環境等の状況	18
第1節 概況	18

第2節 大気汚染	20
1 大気汚染の概況	20
2 汚染物質別の大気汚染の状況	27
(1) 硫黄酸化物	27
(2) 窒素酸化物	27
(3) 一酸化炭素	30
(4) 光化学オキシダント	31
(5) 炭化水素	33
(6) 浮遊粒子状物質	35
(7) アスベスト（石綿）	36
(8) その他	36
第3節 水質汚濁	40
1 水質汚濁の概要	40
2 水域別水質汚濁の状況	53
(1) 健康項目	53
(2) 生活環境項目	53
(3) 富栄養化の状況	59
3 地下水汚染の状況	60
4 底質汚染の状況	61
第4節 土壌汚染	63
第5節 騒音・振動	64
1 騒音・振動の概況	64
2 騒音・振動の発生別状況	64
(1) 工場騒音・振動	64
(2) 建設作業騒音・振動	67
(3) 自動車騒音・道路交通振動	68
(4) 航空機騒音	69
(5) 鉄道騒音・振動	71
(6) 深夜営業騒音等近隣騒音	73
第6節 地盤沈下	75

1	東京の地盤沈下	75
2	地下水採取の規制状況	78
3	地下水揚水の状況	78
第7節	悪臭	80
第8節	廃棄物等	83
1	一般廃棄物	83
2	産業廃棄物	86
3	海洋性廃棄物等	87
(1)	海洋性廃棄物	87
(2)	船舶廃油	88
(3)	流出油	88
4	しゅんせつ土砂等	88
第9節	有害化学物質	89
1	トリクロロエチレン等に関する規制・指導	89
2	地下水の監視	89
3	ゴルフ場農業に関する調査・指導	89
4	底質・水質・魚類中のダイオキシン類の調査	89
5	PCBの管理	90
6	化学物質による環境汚染に関する研究	90
第4章	公害防止に関する施策	92
第1節	施策の基本的な方向	92
1	基本的な方向	92
2	施策の総合的かつ計画的な実施	92
第2節	主要課題に係る施策	93
1	都市地域における大気汚染対策	93
(1)	過去の施策の実施状況	93
(2)	過去の施策の評価分析	101
(3)	今後の施策	102
2	交通公害対策	107

(1) 過去の施策の実施状況	108
(2) 過去の施策の評価分析	114
(3) 今後の施策	117
3 都市内河川の水質汚濁対策	127
(1) 過去の施策の実施状況	127
(2) 過去の施策の評価分析	133
(3) 今後の施策	134
4 東京湾の水質汚濁対策	142
(1) 過去の施策の実施状況	142
(2) 過去の施策の評価分析	143
(3) 今後の施策	143
5 地下水汚染対策	147
(1) 過去の施策の実施状況	147
(2) 過去の施策の評価分析	148
(3) 今後の施策	148
6 廃棄物・リサイクル対策	151
(1) 過去の施策の実施状況	151
(2) 対策の基本的方向	167
(3) 関連諸計画の概要	167
(4) 廃棄物の発生抑制	169
(5) 適正リサイクルの推進	169
(6) 廃棄物の適正な処理の推進	172
第3節 土地利用対策	177
1 対策の基本的方向	177
2 関連諸計画の概要	177
3 土地利用計画の適切な運用	178
4 土地利用対策の推進	180
第4節 大気汚染対策	183
1 対策の基本的方向	183
2 関連諸計画の概要	183

3	硫黄酸化物対策	183
4	窒素酸化物対策	184
5	一酸化炭素対策	185
6	光化学オキシダント対策	185
7	炭素水素対策	185
8	浮遊粒子状物質対策	186
9	有害大気汚染物質等の対策	186
10	その他	188
第5節 水質汚濁対策		189
1	対策の基本的方向	189
2	関連諸計画の概要	189
3	健康項目	189
4	生活環境項目	190
5	富栄養化対策	190
6	地下水汚染対策	190
7	底質汚染対策	190
第6節 土壌汚染対策		190
1	市街地における重金属等による土壌汚染	190
2	農用地の土壌汚染対策	191
第7節 騒音・振動対策		192
1	対策の基本的方向	192
2	関連諸計画の概要	192
3	工場・事業場騒音・振動対策	192
4	建設作業騒音・振動対策	192
5	自動車騒音・道路交通振動対策	192
6	鉄道騒音・振動対策	192
7	航空機騒音対策	193
8	深夜営業騒音対策	195
9	生活騒音対策	195
第8節 地盤沈下対策		196

1	概説	196
2	法律による地下水規制	196
3	条例による地下水規制及び地下水合理化指導	197
4	地下水の涵養その他の施策	197
第9節	悪臭対策	198
1	概説	198
2	発生源に対する監視・規制指導	198
3	ビルピット対策	201
8	畜産による悪臭発生の防止	201
第10節	廃棄物・リサイクル対策	201
第11節	有害化学物質対策	202
1	概説	202
2	汚染防止対策	202
3	ダイオキシン対策	202
第12節	監視測定体制の整備	203
1	発生源の監視	203
2	環境の監視	204
第5章	自然環境の保全	209
第1節	施策の基本的な方向	209
1	基本的な方向	209
2	施策の総合的かつ計画的な実施	209
第2節	自然的社会的特性に応じた自然と人間との共生	212
1	すぐれた自然の保全	212
2	森林、農地、水辺等における自然環境の維持・形成	213
3	都市地域における自然的環境の確保等	215
4	社会資本整備等の事業の実施時の配慮	223
第3節	生物多様性の確保及び野生動植物の保護管理	224
第4節	地域づくり等における健全で恵み豊かな環境の確保とその活用	227
1	地域づくり等における様々な取組	227

2	自然環境の健全な利用等を図るための取組	228
第6章	地球環境の保全	229
第1節	施策の基本的な方向	229
1	基本的な方向	229
2	施策の総合的かつ計画的な実施	229
第2節	地球規模の大気環境の保全	230
1	地球温暖化対策	230
2	オゾン層保護対策	232
3	酸性雨対策	233
第3節	海洋環境の保全	234
第4節	その他の地球環境保全施策	235
第7章	すべての主体の参加の実現	236
第1節	施策の基本的な方向	236
第2節	各主体の役割	236
1	行政の役割	236
2	事業者の役割	237
3	都民の役割	237
4	民間団体の役割	237
第3節	各主体の自主的積極的行動の促進	237
1	環境教育・環境学習の推進	237
2	環境保全の具体的行動の促進	238
3	情報の提供	239
第4節	行政の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行	240
1	東京都	240
2	公害防止計画区域内市町	241
第8章	共通的基盤施策の推進	243
第1節	環境影響評価等	243

1	施策の基本的な方向	243
2	環境影響評価の実施	243
第2節	経済的措置	245
1	負担措置	245
2	助成措置	246
第3節	調査研究及び監視・観測等の充実、適正な技術の振興等	248
1	調査研究及び監視・観測等の充実	248
2	適正な技術の振興	248
3	成果の普及等	248
第4節	環境情報の整備・提供	250
1	環境情報の体系的な整備	250
2	環境情報の住民等への提供	251
第5節	環境保健対策、公害紛争処理等	252
1	健康被害の救済及び予防	252
2	公害紛争処理等	257
3	学校環境の整備	258
第9章	計画の効果的实施	259
第1節	計画の進行管理	259
第2節	経費の概要	259
第3節	実施体制と各主体の連携	259
1	関係部局との連携	259
2	事業者との連携	263
3	住民との連携	263
第4節	各種計画との連携	266
1	環境保全計画との連携	266
2	諸計画との連携	266
3	防災都市づくりに向けた取組	268

第 1 章 序

説

第1節 計画策定の趣旨

我が国の政治、社会、文化の中心として発展してきた東京には、膨大な都市機能が集積し、近年では、国際金融センターのひとつとして、中枢管理機能の集中も著しいものがある。

昭和30年代から40年代にかけての高度経済成長期には、人口や産業の急速な集積が進んだ結果、大気汚染、水質汚濁及び騒音・振動等の多種多様な公害現象が顕在化し、都民の生命や健康を脅かすに至った。

こうした状況に対処するため、都は、昭和47年度から平成8年度までの5期25年にわたり、「東京地域公害防止計画」を策定し、公害防止に関する諸施策を推進してきたところであるが、平成8年度における環境質の状況は、次のとおりである。

1 大気汚染

二酸化硫黄については、37測定局中、長期的評価では全局において環境基準を達成している。

二酸化窒素については、環境基準との対応状況を見ると、83測定局中、0.06ppm超過の局が46局、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内の局が34局、0.04ppm未満の局が3局となっている。

一酸化炭素については、72測定局中、全局において環境基準を達成している。

浮遊粒子状物質については、76測定局中、長期的評価では8局で、短期的評価では1局で環境基準を達成している。

光化学オキシダントについては、43測定局中、全局において環境基準を達成していない。

2 水質汚濁

健康項目については、126測定地点中、全地点において環境基準値を達成している。

河川については、BOD指標でみると34水域中、15水域において環境基準を達成していない。

海域については、COD指標でみると4水域中、2水域において環境基準を達成しておらず、さらに富栄養の結果赤潮の発生がみられる状況にある。

また、一部の海域の底質は、有機物質を多く含んだ状況となっている。

地下水については、一部の地域に有害物質の汚染が認められている。

3 騒音

自動車騒音に関しては、490地点中、473地点において環境基準を達成していない。

新幹線騒音に関しては、16測定地点中、7地点において環境基準を達成していない。

航空機騒音に関しては、53測定地点中、20地点において環境基準を達成していない。

4 振動及び悪臭

振動及び悪臭については、いずれについても苦情がある。

当地域には、このように、さらに改善すべき問題が残されていることに加え、市町部については、工業用地、住宅団地の造成等に伴う生産規模の拡大、人口増加等が見込まれることから、今後も引き続き総合的な公害防止対策を講ずる必要がある。

このような地域の実情にかんがみ、当地域に係る公害防止計画は、旧計画の成果を評価検討し、施策間の優先度、緩急度を勘案しつつ、国の施策と有機的な連携を保ちながら、各種の公害防止施策を総合的、計画的に実施し、併せて公害の防止に資するよう自然環境の保全及び地球環境の保全に関する諸施策をも実施することにより、公害の早急な解決を図るとともに、公害の未然防止の徹底に努め、もって地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する計画として策定するものである。

第2節 地域の範囲

公害防止計画を策定する地域は、東京都の区域のうち、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、田無市、保谷市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、瑞穂町の区域（平成9年9月30日現在の区域）とする（図1-2-1参照）。

第3節 計画の目標

本計画策定に当たっての汚染物質等の項目ごとの目標は、表1-3-1に示すとおりであり、各種防止施策の推進により、未達成の目標を達成することに重点をおいて、目標が全体として平成13年度末を目途に達成維持されるよう努めるものとして本計画を策定するものとする。

なお、環境基本法第16条に基づく環境基準が設定又は改定された場合は、表1-3-1の目標は当該環境基準に基づき変更されるものとする。

第4節 計画の期間

本計画の実施期間は、平成9年度から平成13年度までの5年間とする。

第5節 計画の主要課題

本計画における主要課題は、以下のとおりとする。

1 都市地域における大気汚染対策

都市地域における二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントに係る大気汚染の防止を図る。

2 交通公害対策

主要幹線道路における二酸化窒素に係る大気汚染、騒音等の防止を図り、また、東海道新幹線沿線における騒音・振動の防止を図る。

3 都市内河川の水質汚濁対策

仙川等水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図る。

4 東京湾の水質汚濁対策

東京湾のCODに係る水質汚濁、窒素及び磷による富栄養化の防止を図る。

5 地下水汚染対策

トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物による地下水汚染の防止を図る。

6 廃棄物・リサイクル対策

事業者及び住民等すべての主体の参加による廃棄物・リサイクル対策を推進し、環境への負荷の低減を図る。

2 交通公害対策

都内には、第二京浜、日光街道、水戸街道、京葉道路、第一京浜、中山道、甲州街道、玉川通り、川越街道等の放射道路、山手通り、環七通り、環八通り等の環状道路、更に、東名、中央、関越等の高速自動車国道及び首都高速道路等の主要幹線道路があり、交通量、大型車混入率を「全国道路交通情勢調査」（建設省）でみると表4-2-7のとおりである。

また、当地域には鉄道網が張りめぐらされており、都内南北方向には東海道及び東北・上越新幹線が敷設されている。

なお、平成9年5月現在、東京・上野駅発着の1日当たりの運行状況は、東海道新幹線が330本、東北・上越新幹線が365本である。

表4-2-7 都内主要幹線道路の交通量及び大型車混入率

路線名 (通称道路名)	昭和60年		昭和63年		平成2年		平成6年		調査地点名
	交通量	率	交通量	率	交通量	率	交通量	率	
国道1号 (第二京浜)	61,148	12.5	61,167	15.4	61,205	16.2	56,338	17.2	大田区西馬込二丁目
国道4号 (日光街道)	54,927	26.4	50,484	21.9	55,119	23.1	54,678	20.2	足立区島根二丁目
国道6号 (水戸街道)	48,085	16.2	49,266	16.8	51,685	11.5	49,868	14.5	墨田区東向島五丁目
国道14号 (京葉道路)	48,699	15.1	50,440	18.5	59,471	14.5	57,332	14.6	江東区亀戸六丁目
国道15号 (第一京浜)	63,163	18.1	63,849	22.7	69,118	22.5	69,581	19.2	大田区大森本町二丁目
国道17号 (中仙道)	54,196	21.6	58,725	23.7	50,951	22.2	56,369	21.0	板橋区志村一丁目
国道20号 (甲州街道)	56,971	13.4	54,769	10.7	47,402	15.9	51,561	15.3	杉並区上高井戸一丁目
国道246号 (玉川通り)	79,296	10.3	81,308	10.2	76,014	9.8	68,490	11.1	世田谷区池尻二丁目
国道254号 (川越街道)	54,939	8.7	53,626	11.2	58,562	10.0	55,695	10.3	板橋区大山西町
環状6号 (山手通り)	45,893	9.9	42,719	9.3	45,226	10.8	48,340	11.0	渋谷区富ヶ谷二丁目
環状7号 (環七通り)	78,649	20.5	76,239	19.1	73,812	21.0	69,551	23.8	世田谷区若林五丁目
羽田高井戸岩淵 (環八通り)	76,337	21.9	78,718	22.5	79,046	22.0	75,320	24.0	世田谷区船橋二丁目

(注) ① 24時間調査結果による。
 ② 大型車とは、道路運送車両法に定める普通自動車(貨物、バス)及び大型特種(特殊)車をいう。

(建設省資料「全国道路交通情勢調査」)

(1) 過去の施策の実施状況

ア 主要幹線道路沿道における二酸化窒素等に係る大気汚染・騒音対策

自動車交通に起因する大気汚染対策や道路交通騒音対策は、発生源対策、交通流対策、沿道対策等広範な分野にわたっており、都民、事業者、そして行政が連携と協働のもとに推進していく必要がある。しかしながら、各種の施策を講じたにもかかわらず、改善がはかばかしくない状況にある。

このため、都は、平成9年6月、「生活都市東京構想」（平成9年2月策定）及び「東京都環境基本計画」（平成9年3月策定）に基づき、都自ら行う自動車公害防止に関する「東京都自動車公害防止計画」（平成6年7月改定）を改定し、目標年度を平成17年度と定め、都民の健康で安全な生活環境を確保するため、施策の充実を図ることとした。

(7) 発生源対策

第4章第2節1 都市地域における大気汚染対策 参照。

(i) 交通流対策

A 物流対策

都は物流対策を推進するため、昭和60年度に「自動車使用合理化指導標準」を策定し、また、平成3年度には業種別の自動車使用合理化マニュアルを作成し、事業者に対して積載率の向上、交錯輸送の排除等の指導を行ってきた。

都は、東京都公害防止条例に基づいて、「自動車排出窒素酸化物総量抑制指導要綱」を策定し、平成8年11月から、運輸省等国と連携して、貨物自動車類を50台以上使用する事業者に対する指導を開始した。

また、都市の道路交通の円滑化及び流通機能の向上を図るため、都市に集中しているトラックターミナル、問屋、倉庫等の流通業務施設を、都市高速道路や主要環状道路等の交点に近い区部周辺部に一体的に立地させ、流通業務市街地の整備を進めている。また、共同輸配送の推進や、適切な輸送機関の選択の促進等に努めている。流通業務市街地の整備状況を、表4-2-8に示す。

B 人流対策

都は、人流対策として、自家用乗用車から公共交通機関への転換を促進するため、鉄道新線の建設、交通機関相互の乗り継ぎの利便性の向上、バスの定時運行性の確保等の公共交通の充実を図っている。

地下鉄等の整備状況は、表4-2-9のとおりである。

表4-2-8 流通業務市街地整備計画現況表

	南部（京浜2区）	西北部（板橋）	北部（足立）	東部（葛西）	
都市計画決定年月日 （変更年月日）	昭和43.3.12 （平成6.9.28）	昭和46.2.8	昭和44.3.13 （昭和46.12.10）	昭和52.3.24	
流通業務地区	約73.7ha	約31.4ha	約33.3ha	約51.7ha	
流通業務団地	約64.7ha	約31.4ha	約33.3ha	約49.2ha	
主な施設名	トラックターミナル 約24.2ha 433バース	約11.6ha 320バース	約11.3ha 340バース	約18.5ha 460バース	
	卸売市場	—	約6.1ha	約7.5ha	
	倉庫	普通倉庫約7.3ha	約3.7ha	約4.0ha	約7.3ha
		冷蔵倉庫約4.7ha	—	—	—
	卸売業	約15.1ha	約5.2ha	約3.5ha	約9.4ha
	その他	—	コンテナ・デポ 約0.8ha	コンテナ・デポ 約0.8ha	道路貨物運送業 約4.7ha
	道路等公共施設	約13.4ha	約4.0ha	約7.6ha	約1.8ha
整備状況	完 成	完 成	完 成	完 成	

（平成9年4月1日現在）

（東京都都市計画局資料）

表 4-2-9 地下鉄等の整備状況

(単位: km)

都市計画決定			完 成		
路線名	区 間	延長	鉄道名	区 間	延長
第1号線	西馬込～押上	18.8	都営浅草線	全区間	18.3
分岐線	品川～泉岳寺	1.2	京急本線	全区間	1.2
第2号線	中目黒～北千住	21.1	営団日比谷線	全区間	20.3
第3号線	渋谷～三ノ輪	17.5	営団銀座線	渋谷～浅草	14.3
第4号線	池袋～荻窪	24.8	営団丸ノ内線	全区間	24.2
分岐線	中野坂上～方南町	3.4		全区間	3.2
第5号線	中野～西船橋	31.7	営団東西線	全区間	30.8
第6号線	清正公～和光市	27.5	都営三田線	三田～西高島平	22.5
第7号線	目黒～都県境	22.5	営団南北線	四ツ谷～赤羽岩淵	13.4
第8号線	練馬～新木場	24.1	西武有楽町線	練馬～小竹向原	2.6
分岐線	営団成増～小竹向原	6.4	営団有楽町線	小竹向原～新木場	20.0
分岐線	中村橋～護国寺	9.6	—	—	0
第9号線	和泉多摩川～綾瀬	34.0	小田急小田原線	東北沢～代々木上原	0.7
(注)			営団千代田線	全区間	24.0
第10号線	調布～都県境	38.9	京王京王線	笹塚～新宿	3.6
(注)			都営新宿線	新宿～本八幡	23.5
第11号線	二子玉川園～押上	26.5	東急新玉川線	二子玉川園～渋谷	9.4
			営団半蔵門線	渋谷～水天宮前	10.8
第12号線	西新宿～光ヶ丘	42.5	都営12号線	練馬～光ヶ丘	3.8
計		350.5	計		254.9

(注) 第9号線の小田急線内(和泉多摩川～代々木上原)及び第10号線の京王線内(調布～笹塚)については、既設鉄道の複々線化である。

線 名	区 間	延長km	開業時期
東京臨海高速鉄道臨海副都心線	新木場～東京テレポート	4.9	8年度
東京臨海新交通臨海副線	新橋～有明	約12	7年度

(平成9年3月31日現在)

(東京都都市計画局資料)

C 交通流対策

交通渋滞等は、大気汚染の原因の一つであり、交通流の円滑化を図る必要がある。

そのため、区部の環状道路や多摩の南北道路等道路ネットワークの整備、交差点の改良、立体交差化、交通管制システムの高度化に努めている。

都市高速道路等の整備状況は表4-2-10、連続立体交差化事業の実施状況は表4-2-11、信号制御の高度化等の整備状況は表4-2-12のとおりである。

表4-2-10 都市高速道路等の整備状況

(単位：km)

路線名	都市計画決定延長	首都高道公団		その他			供用開始年度
		供用	事業中	供用	事業中	備考	
第1号線	21.93	21.93	0	—	—		S44
第2号線	8.50	8.50	0	—	—		S42
第2号分岐線	1.63	1.63	0	—	—		S43
第3号線	15.84	14.26	0	1.58	0	東名道 中央道	S46
第4号線	21.38	18.74	0	2.64	0		S51
第4号分岐線	1.20	1.20	0	—	—		S39
第5号線	18.50	18.50	0	—	—		H 2
第6号線	15.50	15.50	0	—	—		S59
第7号線	11.96	10.42	0	1.54	0	京葉道路 会社線	S45
第8号線	2.56	0.56	0	2.00	0		S41
第9号線	5.84	5.84	0	—	—		S54
外郭環状線	18.06	—	—	1.50	0	関越道以 北	—
湾岸線	23.35	23.35	0	—	—		S59
足立線	10.70	10.16	0	0.54	0		S62
葛飾江戸川線	11.12	11.12	0	—	—		S62
湾岸分岐線	2.01	2.01	0	—	—		S59
第12号線	4.26	4.26	0	—	—		H 5
王子線	6.20	0	6.20	—	—		H14
中央環状新宿線	10.10	0	10.10	—	—		H15
晴海線	5.13	0	0	—	—		—
計	215.77	167.98	16.30	9.80	0		
17路線3分岐線				首0.54	日7.26	東2.00	
首都圏中央連絡自動車道	24.50	—	—	0	24.50	青梅IC 暫定供用	—

(注) 首：首都高速道路公団 日：日本道路公団 東：東京高速道路(株)
(平成9年3月31日現在) (建設省関東地方建設局、東京都都市計画局資料)

表4-2-11 連続立体交差化事業実施状況

会社名	線名	区 間	延長 Km	箇所数	年度
JR	中央線	東中野～三鷹	7.6	31	36～41
	総武線	両国～新小岩	10.0	9	44
	常磐線	綾瀬～金町	4.1	14	43～48
京王	京王線	新宿～幡ヶ谷他	7.8	44	37～5
	井の頭線	浜田山～富士見ヶ丘	0.8	1	44～46
	高尾線	平山城址公園～京王八王子	3.2	6	55～5
小田急	小田原線	千歳船橋～祖師ヶ谷大蔵他	3.2	13	43～57
京成	本線	お花茶屋～青砥	0.6	2	43～45
東急	押上線	立石～高砂	2.6	9	46～61
	東横線	中目黒～都立大学他	4.6	20	34～45
	目蒲線	西小山～大岡山	1.0	4	39～42
東武	大井町線	旗の台～大岡山	0.8	4	38～39
	池上線	戸越銀座～旗の台	1.6	13	54～2
	伊勢崎線	小菅～西新井他	5.5	18	38～49
京急	湘南線	北品川～大森町	5.8	30	41～6
西武	池袋線	富士見台～石神井公園	1.6	3	46～9

(平成8年度末現在)

(東京都建設局資料)

表4-2-12 信号制御の高度化等の整備状況

種 別		基 数
信号制御の高度化	集中制御式信号機の整備拡大	7,019
	プログラム多段系統化	520
	車線別感应制御	180
	右折感应制御	150
	夜間半感应化	678
	夜間押ボタン化	1,127
道路交通情報システムの整備拡充	交通情報板	196
	旅行時間計測端末装置	241

(平成8年度末現在)

(警視庁調べ)

(ウ) 道路構造・沿道対策

A 道路構造対策

幹線道路については、騒音低減効果の期待できる低騒音舗装を敷設し、また、住宅地域においては、地形や土地利用状況等を勘案し、環境施設帯の設置等を進めている。

B 沿道対策

都は、環状七号線の全部、環状八号線、国道4号及び国道254号の一部を「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（以下「沿道法」という。）に基づき、沿道整備道路に指定し、住宅の防音工事の助成等の事業を実施している。

また、環状七号線以内の都心全域及び環状八号線の一部区間への大型貨物自動車の乗入れ規制を毎週土曜日の深夜から日曜日の朝まで実施している。

(エ) 監視・測定

A 大気汚染測定局の整備

平成8年度までに都内に一般環境大気測定局48局、自動車排出ガス測定局39局が設置され、大気汚染の常時監視を実施している。

一般環境大気測定局については、平成4年度で整備を終了した。自動車排出ガス測定局については、近年の汚染物質や道路網の変化等に対応して再整備を行うこととし、測定局の移設及び3局の増設を掲げ、平成5年度から整備に着手している。

B 自動車交通量計測装置による計測

都は昭和62年度から幹線道路に自動車交通量計測装置の設置を進め、8年度末で22か所に設置し、交通量の動向を把握している。

(オ) 推進体制の整備

平成2年7月に設置した東京都自動車公害防止計画推進連絡協議会において、施策の実施状況を定期的に把握するなどにより着実に推進している。

イ 東海道新幹線沿道における騒音・振動対策

東海道新幹線は都内で15.7kmが供用されており、昭和51年12月及び昭和60年3月に本線及び側線の軌道中心から両側200m以内にある地域について地域類型の指定が行われている。

(7) 発生源対策

発生源である車両対策として、新型車両への切替え、車輪の研削、パンタグラフの改良等、軌道対策としてレール削正の強化、バラストマットの敷設等のほか、地上対策として防音壁の設置等が総合的に講じられている。対策の実施状況は、表4-2-13のとおりである。

表4-2-13 新幹線鉄道の騒音・振動対策の実施状況

項目		内容	実施時期
地上対策	重軌条交換	全線のレールを53kg/mを60kg/mに交換	昭和47～56年度
	防音壁設置	未設置区間及び補強必要箇所6Kmに設置	昭和47～53年度
	橋梁対策	鉄桁等8橋梁の側・底面を遮音材で囲む工事	昭和49～54年度
	道床改良	バラスマット6Kmの敷設	昭和47～56年度
	架線取替え	スパーク音等防止のため8～13Km取替え	毎年度
	レール削正	転動音減少のため39～40Km削正	毎年度
車両対策	0系車両のパンタカバー化 0系車両の300系車両への順次取替え 300系車両のパンタグラフ数の減(3→2か所)		平成4～7年度 平成4年度～ 平成7～8年度

(平成8年度末現在)

(東海旅客鉄道株式会社調べ)

(イ) 障害防止対策

昭和51年3月から平成8年まで、延べ2,359件の民家防音工事で20件の防振工事が実施されている。

(ロ) 監視測定

環境基準値及び指針値の適合状況及び経年推移等を把握するため、監視測定を実施している。

(2) 過去の評価分析

ア 主要幹線道路沿道における二酸化窒素に係る大気汚染・騒音対策

平成6年度の24時間交通量は、表4-2-7に示したとおり、各道路とも5万台以上のところが多く、特に第一京浜、玉川通り、環七通り、環八通りでは極めて多く、7万台前後となっている。

大型車混入率は、日光街道、中山道、環七通り、環八通りで20%を超えておりその他の幹線道路では、おおむね10～20%程度となっている

また、幹線道路沿道における二酸化窒素、騒音の状況をみると、二酸化窒素の自動車排出ガス測定局の濃度は、高濃度で推移しており、平成8年度の環境基準達成状況は、37局中4局しか達成していない。

こうしたことから、引き続き自動車排出ガスに係る単体規制の強化等の発生源対策、地域の特性に応じた交通流対策を一層効果的に推進していく必要がある。

一方、道路に面する地域における騒音の環境基準達成率は、ここ数年4～5% (測定地点は約500地点前後) で推移しており、騒音規制法に基づく要請限度に

については、40%以上の地点で超過している状況にある。

主要幹線道路における騒音の改善を図るためには、自動車騒音に係る単体規制の強化等の発生源対策、地域の特性に応じた交通流対策、沿道的生活環境を保全するための道路構造の改善及び沿道対策を、一層効果的に推進していく必要がある。

主要幹線道路のうち、交通量が5万台/日以上で環境データのある道路について公害の状況をみると以下のとおりである。

(7) 日光街道（国道4号）

沿道の大気汚染の状況については、大関横町（台東区）、梅島（足立区）の2地点で自動車排出ガス測定局により常時監視している。平成8年度の二酸化窒素の日平均値の98%値は、大関横町0.067ppm、梅島0.074ppmと、いずれも環境基準を達成していない。

また、騒音については、沿道7地点において測定を実施した。その結果は、7地点の夜間値の平均で67デシベルであった。この数値は、用途地域別要請限度値のもっとも緩い値（工業地域65デシベル）を超える厳しい状況である。

(4) 環七通り

沿道の大気汚染の状況については、自動車排出ガス測定局により8地点で常時監視している。平成8年度の二酸化窒素の日平均値の98%値は、松原橋（大田区）の0.082ppmから青戸八丁目（葛飾区）の0.058ppmで、高濃度の状況にあり、環境基準の達成局数は1局である。

また、騒音については、沿道26地点において測定を実施した。その結果は、26地点の夜間値の平均で68デシベルであった。この数値は、用途地域別要請限度値のもっとも緩い値（工業地域65デシベル）を超える厳しい状況である。

(ウ) 青山通り、玉川通り（国道246号）

沿道の大気汚染の状況については、大坂橋（目黒区）、上馬（世田谷区）の2地点で自動車排出ガス測定局により常時監視している。平成8年度の二酸化窒素の日平均値の98%値は、大坂橋0.077ppm、上馬0.074ppmと、いずれも環境基準を達成していない。

また、騒音については、沿道9地点において測定を実施した。その結果は、9地点の夜間値の平均で70デシベルであった。この数値は、用途地域別要請限度値のもっとも緩い値（工業地域65デシベル）を超える厳しい状況である。

(エ) 第二京浜（国道1号）

沿道の大気汚染の状況については、中原口（品川区）、松原橋（世田谷区）の2地点で自動車排出ガス測定局により常時監視している。平成8年度の二酸化窒素の日平均値の98%値は、中原口0.074ppm、松原橋0.082ppmと、いずれも環境基準を達成していない。

また、騒音については、沿道7地点において測定を実施した。その結果は、7地点の夜間値の平均で63デシベルであった。この数値は、用途地域別要請限度値のもっとも緩い値（工業地域65デシベル）をやや下回る程度である。

(イ) 川越街道（国道254号）

沿道の大気汚染の状況については、池袋（豊島区）自動車排出ガス測定局により常時監視している。平成8年度の二酸化窒素の日平均値の98%値は、0.066ppmで、環境基準を達成していない。

また、騒音については、沿道6地点において測定を実施した。その結果は、6地点の夜間値の平均で66デシベルであった。この数値は、用途地域別要請限度値のもっとも緩い値（工業地域65デシベル）を超える厳しい状況である。

(カ) 京葉道路（国道14号）

沿道の大気汚染の状況については、亀戸（江東区）自動車排出ガス測定局により常時監視している。平成8年度の二酸化窒素の日平均値の98%値は、0.067ppmで、環境基準を達成していない。

また、騒音については、沿道10地点において測定を実施した。その結果は、10地点の夜間値の平均で64デシベルであった。この数値は、用途地域別要請限度値のもっとも緩い値（工業地域65デシベル）をやや下回る程度である。

イ 東海道新幹線沿道における騒音振動対策

平成8年度の新幹線鉄道騒音測定調査結果（表4-2-14）によると、軌道中心から25mの地点では10測定点中5地点で環境基準を超過していた。

前年度の測定結果と比較しても環境基準の達成状況は、ほぼ横ばい状況であり、今後とも騒音低減化対策の推進が必要である。

振動については、10か所で測定し、新幹線鉄道振動の指針値を超える測定点はなかった。

表4-2-14 平成8年度東海道新幹線鉄道騒音振動調査結果（単位：dB）

番号	測定場所住所	類型	騒音 レベル		振動 レベル	
			25m	50m	12.5m	25m
1	品川区豊町2-18地先	I	68	63	50	—
2	品川区二葉町3-18地先	I	67	64	55	—
3	品川区西大井2-8地先	I	*72	65	52	—
4	大田区西馬込1-33地先	I	70	62	—	53
5	大田区上池台5-38地先	II	*76	71	60	—
6	大田区東雪谷5-37地先	I	*73	69	53	—
7	大田区久が原1-15地先	I	*72	68	—	58
8	大田区北嶺町28地先	I	61	53	55	—
9	大田区田園調布本町58地先	I	*71	63	68	—
10	大田区田園調布本町30-4地先	I	68	62	64	—

注) *印は、環境基準値（類型Iは70デシベル、類型IIは75デシベル）超過を示す。

（東京都環境保全局資料）

(3) 今後の施策

当地域においては、交通量の多い主要幹線道路沿道における二酸化窒素について、環境基準を達成していない地点がある。

道路交通騒音については、主要幹線道路の多くの地点で環境基準を達成しておらず、要請限度を超過している地点もかなり存在している。

このため、環境基準の早期達成に向け、発生源対策、交通流対策、沿道対策、局地汚染対策等を関係機関と連携して総合的かつ計画的に推進する必要がある。

また、道路交通騒音の厳しい状況を改善するため、平成7年9月に「東京都道路沿道環境対策検討会」を設置して検討を重ね、平成8年10月に「東京都内における道路沿道環境対策基本方針」をとりまとめ、これに基づき各種施策を講じている。

道路環境に関連する計画としては、「自動車NOX法」に基づく「東京都自動車排出窒素酸化物総量削減計画」を平成5年11月に策定するとともに、平成元年5月策定の「東京都自動車公害防止計画」を平成9年6月に改定し、具体的対策を推進している。

なお、現在我が国では、平成5年度を初年度とする「第11次道路整備五箇年計画」に引き続き、平成10年度から始まる「新たな道路計画」の策定を進めており、東京都においても国と一体となって意見収集等を行い、「新たな東京都道路計画」の策定を進めている。

ア 主要幹線道路沿道における二酸化窒素に係る大気汚染・騒音対策

(7) 発生源対策

第4章第2節1(3) 今後の施策 参照。

(4) 交通流対策

A 物流対策

都は、平成4年度から実施した都市内物流改善対策調査等を踏まえて作成した「物流改善事例集」等を活用し、事業者・関係業界団体に対して、共同輸配送を始めとする物流改善対策の実施を働きかけていく。

また、都内の流通業務市街地を計画的に整備するため、西南部地域において物流施設等の設置に向けた調査を行い、流通機能の強化・向上を図る。さらに中央卸売市場、港湾施設の整備を引き続き実施する。

B 人流対策

大量輸送システムとしての鉄道を公共交通機関のネットワークの核として、整備拡大を図り、利便性の向上に努める。

また、交通利便性を高めるために都営地下鉄、都市モノレール、常磐新線、新交通システム等の整備を進める。新線の整備計画は、表4-2-15のとおりである。

さらに、バス交通サービスの充実を図るため、バスレーンの設置、バスロケーションシステムの拡充等を推進する。

表4-2-15 新線の整備計画

線名	区間	延長km	事業主体	開業
常磐新線	東京～筑波研究学園都市	58.3	首都圏新都市鉄道(株)	17年度
東京臨海高速鉄道臨海副都心線	東京テレポート～大崎	7.3	東京臨海高速鉄道(株)	12年度
多摩都市モノレール	立川北～上北台 多摩センター～立川北	5.5 10.7	東京都、多摩都市モノレール(株)	10年度 11年度
日暮里・舎人線	日暮里～見沼代親水公園	9.8	東京都、東京都地下鉄建設(株)	15年度
東京臨海新交通臨海線	有明～豊洲	2.8	東京都、東京臨海新交通(株)	17年度
地下鉄12号線(環状部)	都庁前～上野広小路～浜松町～六本木～新宿	28.8	東京都交通局	12年度
地下鉄6号線	三田～清正公前～目黒	3.9	東京都交通局	11年度

(東京都都市計画局、建設局資料)

C 交通流対策

交通流の円滑化を図るため、環状六号線、環状八号線等の区部の環状道路及び調布保谷線等の多摩の南北道路等を中心に整備する。幹線道路の整備に当たっては、沿道状況に応じ、「快適で環境にやさしい道づくり」を進める。

また、環境の保全に配慮しながら都市高速道路中央環状新宿線等の整備促進を図り、高速道路や周辺一般道路の渋滞の解消を図る。バイパス等の整備計画は、表4-2-16のとおりである。

また、ボトルネックの解消のため、大師橋や府中四谷橋等の橋梁の整備、中央線の変移(リバーシブルレーン)の導入、交差点の改良、道路と鉄道の立体交差化等を進める。交差点の改良等の計画は表4-2-17、立体交差化事業計画は表4-2-18のとおりである。

表4-2-16 バイパス等の整備計画

(単位: Km)

事業主体	道路名	事業区間等	延長	備考
建設省・日本 道路公団	首都圏中央連絡自動車 道	八王子市～青梅市	24.5	
	東京外郭環状道路	—	—	
建設省	国道20号八王子南バイ パス	八王子市	9.6	
	国道20号日野バイパス	国立市～日野市	4.9	
	国道357号環七立体	江戸川区	1.3	
東京都	区部環状方向		7.9	10～12年度計画
	環状5の1号線	渋谷区千駄ヶ谷等	—	
	環状6号線	目黒区中目黒等	—	
	環状8号線	大田区大鳥居等	—	17年度全線開通
東京都	多摩南北方向		4.9	
	調布保谷線	武蔵野市関前等	—	17年度全線着手
	清瀬府中線	清瀬市下里等	—	17年度全線開通
	府中所沢鎌倉街道線	府中市本宿町等	—	17年度全線着手
	立川東大和線	東大和市上北台等	—	17年度全線着手
八王子村山線	武蔵村山市本町等	—	17年度全線開通	
東京都	区部重点路線	放射5、6、16号線	4.6	
	多摩重点路線	新滝山街道、八王子 中央有料道路	12.5	
首都高速道路 公団	王子線	板橋区板橋～足立区 江北	6.2	14年度全線開通
	中央環状新宿線	目黒区青葉台～豊島 区高松	10.0	15年度全線開通

(建設省関東地方建設局、東京都建設局、東京都都市計画局資料)

表4-2-17 交差点改良等計画

事業項目	箇所数	備考
交差点改良 (右折レーン)	100	すいすいプラン100
道路中央線移動	9	リバーシブルレーン
渋滞対策	—	東京都新渋滞対策プログラム(平成5～9年度) 東京都第3次渋滞対策プログラム(平成10～14年度)

(建設省関東地方建設局、東京都建設局資料)

表4-2-18 連続立体交差化事業実施計画

	線名		区間	延長 Km	箇所数	年度
施工 中路線	小田急	小田原線	世田谷代田～喜多見他	8.8	30	61～11
	西武	池袋線	練馬～練馬高野台他	4.0	16	2～12
	JR	東北線	東十条～川口	2.7	6	2～10
		南武線	稲田堤～府中本町	4.3	15	5～13
		中央線	三鷹～立川	13.1	18	7～15
東急	目蒲線	目黒～洗足	2.8	18	7～15	
準備 中路線	京急	空港線	蒲田駅付近	都市計画手続き等		
	京成	押上線	押上～八広 四ツ木～青砥			
	京王	京王線	調布駅付近			
	JR	埼京線	十条駅付近	調査		
	西武	池袋線	石神井公園駅付近			

(東京都建設局資料)

さらに、交通流の円滑化を進めるため、警視庁は平成7年2月から、交通管制、情報提供、信号制御の各機能を向上充実させた新交通管制システムの運用を開始した。首都圏の交通における安全、円滑化を図るとともに道路使用者の利便性と快適性に寄与することを目的としている。

今後は、信号制御の高度化や、ドライバーに交通情報や最短距離情報などを提供して交通量の分散を図り交通流の円滑化を進める交通情報提供装置の整備・拡充を図る。信号制御の高度化等の実施計画は、表4-2-19のとおりである。

表4-2-19 信号制御の高度化等の実施計画

種 別	基 数	
信号制御の高度化	集中制御式信号機の整備拡大	250
	プログラム多段系統化	125
	車線別感应制御	60
	右折感应制御	35
	夜間半感应化	50
	夜間押ボタン化	50
道路交通情報システムの整備拡充	交通情報板	85
	旅行時間計測端末装置	250

(警視庁調べ)

D 大型車の交通規制

週末の夜間の静粛を取り戻し、安全で静かな街を実現するため、毎週土曜日午後10時から翌日曜日午前7時まで、環七通りを含めたその内側の地域及び環八通りの一部について、大型貨物車の通行を禁止している。

また、トラックレーンの規制についても、都内の環状七号線等主要幹線道路30路線について、トラックの中央車線寄りの走行を指定し、道路交通騒音の改善に努めており、これらの対策を引き続き実施していく。

E 駐車対策の推進

幹線道路、交差点付近、バスレーン等における違法駐車取締りの徹底、時間制限駐車区間規制の実施等の路上駐車対策の適切な運用により、交通流の円滑化を図る。

F 過積載車両及び整備不良車両の指導・取締り

積載量の増加に伴ってエンジンに対する負荷やタイヤの設置面積が増加し、自動車騒音も増大する。特に過積載車両の増加が道路交通騒音悪化の一因となっているという指摘もあり、引き続き指導・取締りの強化をしていく。

さらに、制限速度の遵守、急発進、急加速を行わないなどの運転マナーの向上等の指導を行うとともに、整備不良車両の路上走行についても指導・取締りを実施する。

(ウ) 道路構造・沿道対策

平成7年9月、都は、国等関係機関からなる「東京都道路沿道環境対策検討会」を設置し、騒音防止に実効性のある方策について検討を重ね、平成8年10月に

「東京都内における道路沿道環境対策基本方針」を策定した。本方針に基づき、騒音の実態、沿道利用の状況等から早急に総合的対策を必要とする道路として、優先的対策道路区間を、表4-2-20のように選定した。

表4-2-20 優先的対策道路区間

都 道	環状七号線	55.0 km
	環状八号線	25.7 km
	笹目通り	1.7 km
	目白通り及び新目白通り	9.8 km
	(都道4区間 延 92.2 km)	
国 道	国道1号(第二京浜)	6.8 km
	国道4号(日光街道)	5.1 km
	国道6号(水戸街道)	2.6 km
	国道14号(京葉道路) (一般有料道路2.3 kmを含む)	3.8 km
	国道15号(第一京浜)	7.0 km
	国道17号(中山道)	5.6 km
	国道20号(甲州街道)	15.2 km
	国道246号(玉川通り)	8.0 km
	国道254号(川越街道)	8.7 km
	(国道9区間 延 62.8 km)	
首都高速道路	3号渋谷線	7.2 km
	4号新宿線	7.6 km
	5号池袋線	2.0 km
	(首都高速道路3区間 延 16.8 km)	
合 計	16道路区間 総延長 171.8 km	

(東京都環境保全局資料)

A 道路構造対策

優先的対策道路区間において、道路交通騒音の著しい幹線道路である環七通り、環八通りを中心に、低騒音舗装、新型遮音壁、環境緑地帯等の設置を図っていく。優先的対策道路区間における低騒音舗装等整備計画は表4-2-21のとおりである。

表4-2-21 低騒音舗装等整備計画

事業項目	計画の内容	9年度末見込	10年～12年度計画
低騒音舗装	多孔質舗装によりタイヤ騒音等を低減化する。	37.33km	54.87km
新型遮音壁	幹線道路からの騒音等を軽減・防止し、沿道の生活環境を保全する。	—	高円寺、中山道、総武、高井戸陸橋他 14橋
環境緑地帯		目黒区南	目黒区南、大田区松原橋

(東京都建設局資料)

B 沿道対策等

「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(沿道法)を適用し、表4-2-22に示す幹線道路沿道の環境整備を推進する。

表4-2-22 沿道法に基づく事業計画

事業項目	計画の内容	平成6～8年度 の状況	平成9～12年度 の計画	備考
緩衝建築物の建築費等一部負担	沿道法により、建築物費用の一部を負担する。	33棟	187棟	環状7号線及び環状8号線
民家防音工事助成	沿道法により、騒音の著しい民家に助成する。	1,387戸	4,380戸	

(東京都建設局資料)

なお、沿道法に基づく沿道整備道路の指定状況は、表4-2-23のとおりである。

表4-2-23 沿道整備道路の指定状況

道路	区名	指定延長
環状七号線	大田、目黒、世田谷、杉並、中野、練馬、板橋、北、足立、葛飾、江戸川	55.5km
環状八号線	杉並、練馬、板橋	9.7km
国道4号	足立	5.1km
国道254号	板橋	4.1km
合計		74.4km

(平成9年11月30日現在)

(東京都建設局資料)

自動車公害防止対策の体系は、図4-2-1のとおりである。

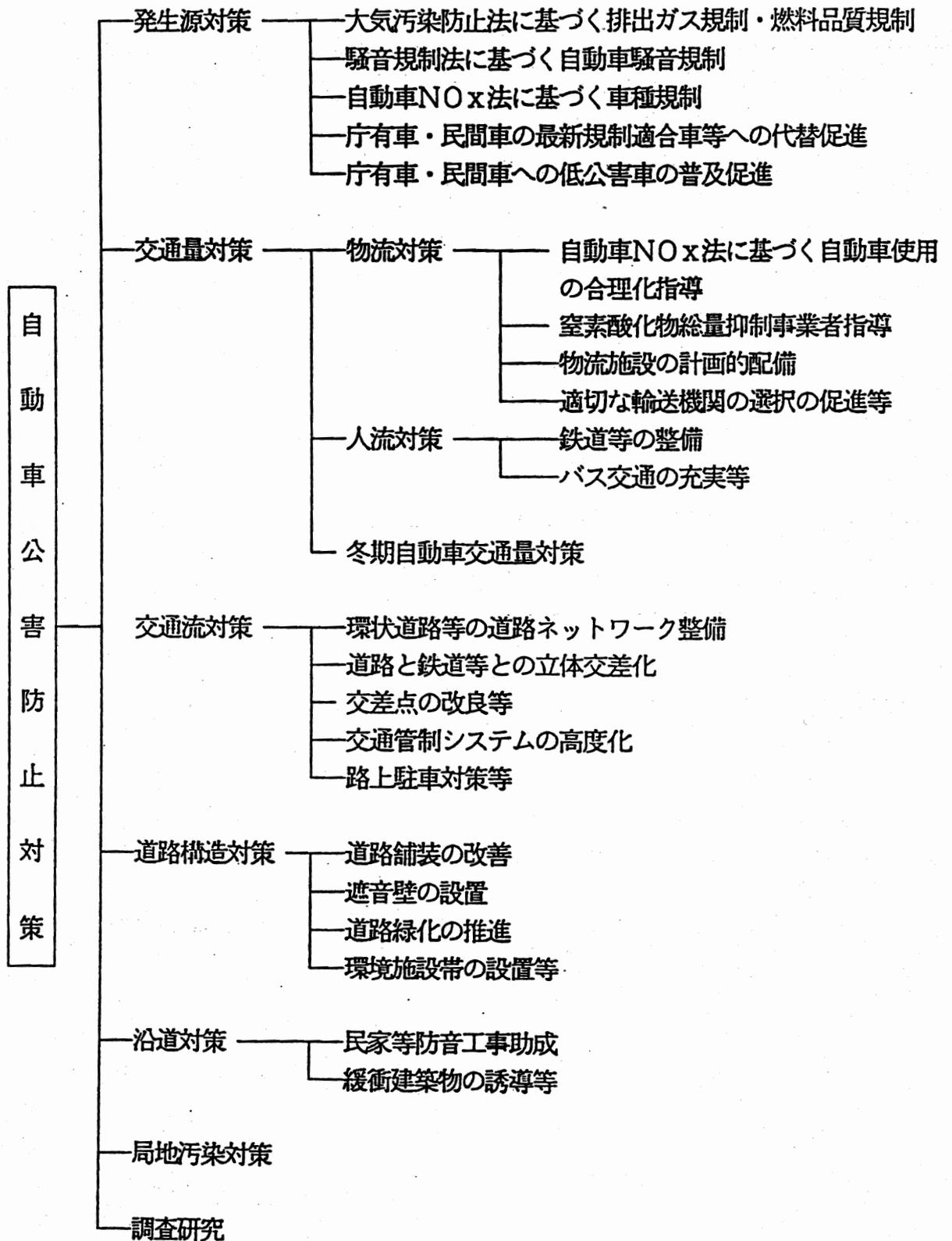


図 4 - 2 - 1 自動車公害防止対策の体系